

銀座山の会会則

第1章 総則

第1条（名称）

本会は、銀座山の会と称する。

第2条（目的）

本会は、会員の技術向上並に会員相互の交流を通じ、会員の安心・安全且つ愉快な登山活動を支援することを目的とする。

第3条（連盟加盟）

前条の目的を達成するため、日本勤労者山岳連盟（以下「労山」と称する）の東京都勤労者山岳連盟（以下「労山都連盟」と称する）に加盟する。

また、労山都連盟においては中央区連盟に属する。

第4条（活動）

本会は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 個人山行の管理・支援
2. 会山行の企画・実施
3. 各種講習及び実技訓練の実施
4. 新入会員の育成
5. 遭難事故等非常事態への対応
6. 親睦会の企画・実施
7. 労山都連盟及び中央区連盟活動への参画
8. 共同装備の管理及び購入
9. 労山基金の管理及び加入の促進
10. メーリングリストの管理運営
11. 広報及び新会員の募集、会員間の情報共有を目的としたホームページの管理運営
12. 定例会の開催及び運営

その他第2条に掲げる目的を達成するために必要な活動

第2章 会員

第5条 (会員)

本会の会員は、性別、年齢、経験、国籍を問わず、本会の目的に賛同し、登山を志向する個人をもって組織する。

第6条 (山岳保険への加入)

1. 会員は、山岳事故に備え、遭難救助費用を付保する保険に加入しなければならない。
2. 加入する保険は原則として労山山岳事故対策基金（以下「労山基金」と称する）第二種基金（個人）とする。
3. 労山基金への加入口数は、沢登り、岩登り、積雪期登山を志向する会員は5口以上、それ以外の登山に志向を限定する会員は3口以上加入するものとする。
4. 入会時に他の山岳保険に加入している場合は、その加入期間を経過した後、労山基金に加入するものとする。

前項の場合を除き、労山基金以外の山岳保険に加入する場合は、役員会の承認を必要とする。

第7条 (会員の義務)

本会の会員は以下に定める義務を有する。

1. 遵守義務

- ① 会則及び諸規程を遵守すること。
- ② 会費を納めること。
- ③ 労山基金に加入している場合は寄付金を納めること。

2. 努力義務

- ① 会活動に積極的に参加・協力すること。

代表、リーダー部長及び執行部長から要請があった場合、可能な限り応ずること。

第8条 (入会)

1. 本会に入会を希望する者は、本人の入会意志の表明により入会が認められる。

新たに入会した会員は、入会金の他、期末までの月数に応じた会費を納めなければならない。また、労山基金に新規或いは継続加入する場合は期限月までの月数

に応じた寄付金を納めなければならない。

第9条（退会・移籍）

1. 会員は、退会届・移籍届（マーリングリストへの投稿も可とする）を代表に提出することにより、任意に退会・移籍（労山加盟団体に限る）することができる。
2. 期末に在籍する会員は定時総会までの間会員資格を有する。この場合当該期間の会費は徴収しない。
3. 退会する会員は、労山会員証を返還しなければならない。
4. 退会・移籍の場合は期末までの未経過月数に応じて会費を返還する。
5. 労山基金寄付金は退会の場合は返還しない。但し労山加盟団体へ移籍し継続する場合は、移籍先で基金継続手続きを行うため全額を返還する。
6. 役員会は、会員が第4条に定める遵守義務のいずれかに違反したときは、事由を明らかにした書面により是正を求め、会員がこれに応じない場合は除名することができる。
7. 役員会は、会員が死亡又は行方不明になった場合は除名することができる。

除名した会員には会費及び労山基金寄付金の返還は行わない。

第3章 役員

第10条（役員）

1. 本会は以下に定める役員を置く。
 - ① 代表：1名
 - ② リーダー部長：1名
 - ③ 執行部長：1名
2. 役員は総会において選出する。
3. 役員は、退会や移籍等やむを得ない事由が生じたときは、役員会に辞任届を提出することにより辞任することができる。
4. 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、臨時総会の議決により、これを解任することができる。
 - ① 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
5. 役員の兼任はこれを妨げない。

辞任及び解任により役員に欠員が生じた場合は、臨時総会を開催し選任するものとするが、総会によらず他の役員が兼務することができる。

第 11 条（役員の職務）

1. 代表は、会を代表して会を総轄する。
2. リーダー部長は、代表を補佐するとともに、リーダー部を統括する。
3. 執行部長は、代表を補佐するとともに、執行部を総理する。
4. 役員は夫々、対外的に会を代表して活動することができる。

第 12 条（役員の任期）

1. 役員の任期は 1 年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 章 機関

第 13 条（機関）

第 4 条に定める活動を行うため、次の機関を設ける。

1. 役員会

- ① 役員会は、会運営全般を統制する。
- ② 代表は役員会を統括し、リーダー部と執行部の施策について必要がある場合は、調整、裁定を行う。

2. リーダー部

第 4 条に掲げた活動のうち、1.個人山行の管理・支援、2.会山行の企画実施、3.各種講習及び実技訓練の実施、4.新入会員の育成、5.遭難事故等非常事態への対応を担当する。

3. 執行部

第 4 条に掲げた活動のうち、6.親睦山行の企画・実施、7.労山都連盟及び労山中央区連盟への参画、8.共同装備の管理及び購入、9.労山基金の管理及び加入促進、10.メーリングリストの管理運営、11.広報及び新会員の募集、会員間の情報共有を目的としたホームページの管理運営、12.定例会の開催及び運営の他、会計、総会議案書の作成を担当する。

4. 臨時機関

役員会は必要に応じ、諮問機関、プロジェクトチーム等の臨時機関を組織することができる。

6. 都連盟救助隊担当

上記機関の他、都連盟救助隊担当を置く。都連盟救助隊員は労山都連盟の協力要請に基づき、役員会が応諾した場合、都連盟救助隊の活動に参画する。都連盟救助隊員は会運営には参画しない。

第14条（機関の構成及び分担）

各機関の構成は以下の通りとする。構成員の兼務はこれを妨げない。

1. 役員会

役員を以って構成する。

2. リーダー部

リーダー部長の他、以下の担当を置き業務を分担する。

① 安全対策担当

各種講習会及び実技訓練の実施を行う。

② 会山行担当

会山行の企画実施を行う。

③ 無任署担当

会員の山行管理のため、特定の業務を担当しない部員を置くことができる。

④ リーダー部に余力或いはノウハウがなく、必要な業務を遂行できない場合、リーダー部長は適任の会員や外部専門家に業務を委任することができる。

3. 執行部

執行部長の他、業務を担当する以下の担当者を置き、業務を分担する。

① 名簿担当

会員名簿の管理を行う。

② 装備担当

共同装備の管理及び購入計画の策定を行う。

③ 会計・労山基金担当

出納・会計・予算案取り纏めを行うとともに、労山基金の受払い、加入・脱退・移籍申請、給付支援、労山基金との窓口業務を行う。

④ ホームページ担当

ホームページ及びメーリングリスト、会員専用ページ、サーバーの管理、山行記録管理を行う。

⑤ 会場担当

定例会の会場確保を担当する。

⑥ 労山中央区連盟担当

労山中央区連盟を担当し、各会との連絡及びイベントへの参画を担う。

第15条（機関の運営）

1. 役員会は、代表が招集するが、各役員は代表に開催を求めることができる。
2. リーダー部及び執行部は、総会で決議された年度方針に基づき、実行案を作成し実施する。但し、期中に新たな案件が生じた場合は、その都度優先順位を定めて実施するものし、必ずしも総会方針に拘束されない。
3. リーダー部及び執行部は、実施状況及び年度方針の進捗状況について、四半期毎に定例会で報告するものとする。
4. 第4四半期は、役員会が策定した総会議案の基本方針に基づき、リーダー部及び執行部は協働して総会議案書を作成し、役員会がこれを定めるために充てる。
5. 各機関の長は必要と認めた場合随時部会を招集することができる。

第16条（機関構成員の任期）

1. 第14条に定める機関構成員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

補欠により選出された構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

第17条（機関構成員の選出）

1. 第14条に定める機関構成員は総会で選出する。
2. 期中、機関構成員に欠員が生じた場合は、総会によらず、役員会の議決により選任することができる。
3. 機関構成員は、退会、移籍等やむを得ない事由が生じたときは、代表に辞任届を提出することにより、辞任することができる。
4. 機関構成員が、次の各号のいずれかに該当するときは、役員会の議決により、これを解任することができる。
 - ① 心身の故障により、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反、その他としてふさわしくない行為があったとき。

第5章 総会

第18条（総会）

1. 本会の総会は、会員を以って構成する。
2. 総会の種別は定期総会及び臨時総会とする。
① 定期総会は、年1回4月に開催する。

役員会が必要と認めたとき、並びに全会員の3分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき、代表は臨時総会を招集しなければならない。

第19条（総会の招集）

1. 総会は代表が招集する。
2. 総会を招集するときは、会員に対し、会議の目的及びその内容並びに日時及び場所を示して開会の2週間前までに通知しなければならない。

第20条（総会の定足数）

1. 総会は、会員の過半数の出席がなければ開くことができない。但し、議決権行使書を提出した会員は、出席したものと見做す。

定期総会の議決権は期末時点における会員が有する。

第21条（総会の審議）

総会は、代表が議長となり、次に掲げる事項を審議し、議決する。

1. 会則の変更
2. 解散
3. 諸規定の変更
4. 前年度活動報告及び収支報告
5. 当年度活動計画及び収支予算並びに会費
6. 役員及び機関構成員の選任又は解任

その他会の運営に関する重要事項

第 22 条（総会の議決）

- 前条 1 項及び 2 項を除く総会の議事は、出席した会員（議決権行使書を含む）の過半数を以って決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 会則の変更及び解散についての総会の議事は、出席した会員（議決権行使書を含む）の三分の二以上を以って決する。

議決権行使書は総会議案の賛否について明記させるものとする。賛否が明記されていない議決権行使書は白票扱いとするが、議決権行使書に「個別議案への賛否を記入しない場合は賛成したものと見做す」旨記載がある時は賛成票とすることができます。

第 23 条（議事録）

総会の議事については、代表が議事録を作成する。議事録は会員専用ページに収納し、会員が何時でも閲覧できることとする。

第 6 章 会計

第 24 条（経費）

会の経費は、次に掲げる会費及びその他の収入を以ってこれに充てる。

1. 会費

会費の額は、定期総会において当年度予算の一部として年度ごとに決定する。

2. 入会金

① 新規入会者からは入会金を徴収する。入会金の額は 1000 円とする。

以前会に在籍した会員の再入会の場合は、入会金は徴収しない。

第 25 条（会計）

1. 一般会計

会費、入会金、その他の収入を以て、会場費、連盟費、装備移送費等、会の一般運営に係る経費、装備会計その他基金への繰入額を処理する。

2. 装備会計

共同装備の購入を目的とし、一般会計からの繰入額を以て、共同装備購入に充てる。

3. 遭対基金会計

遭難事故発生時の捜索費用一時立替を目的とし、労山基金給付金及び立替金の返済を以て補填する。また、必要に応じ一般会計からの繰入額を以て積立額を増額することができる。

4. その他基金会计

ある目的のために基金として積み立て、当該目的のために充てる。積立原資は寄付金或いは一般会計からの繰入れによる。

5. 労山基金会计

会員から徴収した労山基金の寄付金は、翌年度に納付するため、預り金として積み立て処理する。

第 26 条（事業年度）

本会の事業年度及び会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 7 章（委任）

第 27 条

この会則に定めるもの他必要な事項は、役員会の決議を経て、代表が別に定める。

附則

この会則は、2022 年 4 月 5 日から施行する。